

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容（案）

施設入所利用者である知的障害者の重度化・高齢化が進み、ニーズが多様化する中、地域移行を更に進めて行くためには、より一層のきめ細かな支援が求められている。

また、近年、発達障害者に対する支援の充実強化が求められ、特に、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援及び地域の身近な場所で受けられる支援が求められている。

これらの課題に対応した障害者施策を適切に推進していくためには、重度知的障害者のモデル的支援、障害者福祉の政策課題に関する調査・研究、モデル的支援の実践や調査・研究の成果を踏まえた養成・研修を一体的に実施させることが不可欠である。

このような状況の中で、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「本法人」という。）の主要な事務及び業務については、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的として、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行う。

第 1 事務及び事業の見直し

I 自立支援のための取組

1 施設入所利用者の地域移行への取組

施設入所利用者の地域移行については、年々、施設入所利用者の高齢化や機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが困難となっているが、今後も、施設入所利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、地域生活への移行に向けて粘り強く取り組む。

2 施設入所利用者の高齢化に対応した支援

施設入所利用者の心身機能の低下など、高齢化・重度化に配慮した質の高い支援に取り組む。特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対しては、医療との連携を強化しながら、高齢期から終末期に向けて支援・介護の在り方について、モデル的な支援を行い、全国の障害者支援施設等にノウハウを提供する。

3 新たな施設入所利用者の受入

著しい行動障害等を有する者及び精神科病院に社会的入院している知的障害者については、その待機者がいることから、継続してモデル的な支援の拡充を図る。

また、矯正施設を退所した知的障害者については、法務関係機関と連携・協力を得ながら、モデル的な支援の拡充を図る。

4 発達障害児・者への支援

発達障害があり地域生活への継続にリスクのある障害児・者の相談が増えている状況の中、発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援に取り組む。

5 地域で生活する重度の障害者への支援

高齢・重度の知的障害者等について、住み慣れた場所で地域生活が継続できるよう、モデル的な支援に取り組む。実施に当たっては、住まいや日中活動、医療などのサービスを総合的に整備する。

6 その他

上記 1 から 5 までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援について、他の障害者支援施設等への普及について、引き続き取り組む。

II 調査・研究の充実

知的障害・発達障害に関する国の政策課題等について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携して、障害福祉施策立案のための基礎的なデータの収集を行い、継続的な研究に取り組む。その際、本法人のフィールドを活用したモデル的な支援の

実践を踏まえた調査・研究に取り組む。

また、調査・研究の成果については、全国の障害者支援施設等や関係者が活用しやすいよう、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行う。

さらに、障害者支援施設従事者の資質向上のために、効果的な実務研修プログラムの開発に取り組む。

Ⅲ 養成・研修の充実

全国の障害者支援施設従事者等を対象に、国の政策課題や全国の障害者支援施設などにおいて関心の高いテーマを取り上げ、研修会やセミナー等を開催する。特に、障害福祉の特定分野（行動障害、矯正施設退所者、発達障害）に特化した専門的な研修を開催する。

Ⅳ 援助・助言

障害者支援施設等からの知的障害者や発達障害児・者の支援方法や事業運営等に関する様々な問い合わせが増加している中、より専門的な援助・助言を行い、必要に応じて本法人から講師を派遣するなど、障害者の支援の向上に寄与する。

Ⅴ 附帯業務

上記ⅠからⅣまでの事項に附帯する業務について、診療所の機能を有効的に活用しながら、地域で生活している障害者が安心して暮らせるよう、本法人で実施している障害福祉サービスや医療サービスを提供していく。

Ⅵ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、引き続き、運営懇談会及び第三者評価を定期的に行う。

第2 組織の見直し

地域生活への移行等による施設入所利用者の減少に伴い、人員削減等による効率化を図るとともに、効率化により施設入所利用者に対するサービスの質が低下することのないよう、有用な人材の育成・確保を図る。

第3 業務全般に関する見直し

I 業務運営体制の整備

1 運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、施設入所利用者の減少や政策需要への的確な対応を図り、効率的な運営体制の確保、業務の簡素化等に努める。

2 内部統制の強化

内部統制委員会を設置して内部統制システムの体制整備を図ったところであるが、引き続き、リスク対応に重点を置いた取組み、継続的なモニタリングによる進行管理、事故防止対策、内部監査の実施など、内部統制・ガバナンスへの強化に取り組む。

3 情報セキュリティの強化

外部からの標的型攻撃等により情報セキュリティ上の脅威が高まっている状況の中、政府が進めている情報セキュリティ強化策を踏まえて、引き続き、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

II 財務内容の改善

1 保有資産の見直し

本法人が保有する広大な敷地には老朽化した多くの建物が点在している状況の中、引き続き、既存の施設、設備の必要性、利用方法について見直しを行う。

2 自己収入の増大

運営費交付金が縮減されていく状況の中、さらに自己収入の増大を図っていく。

3 調達合理化

契約は原則として一般競争入札によるものとし、調達等合理化計画を策定し、その取組状況を公表する。

III その他

平成29年5月に本法人を取り巻く状況の変化を踏まえて、「(独) 国立のぞみの園

の在り方検討会」を立ち上げたところであるが、当該検討会においては、中長期的な運営方針を検討する場として、今後の本法人の在り方について将来ビジョンを示すこととしており、その検討結果について所要の措置を講ずる。